

インボイス制度に関する当金庫の対応について

平素より当金庫への格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より現在の消費税の複数税率に対応する新たな仕入税額控除方式として「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が開始されましたが、当金庫の本制度に関する対応として下記のとおり取扱いいたしますので、消費税の課税事業者のお客さまはご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※インボイス制度に関する詳細については国税庁ホームページにてご確認ください、お近くの税務署までお問い合わせ願います。

記

1. 当金庫の登録番号等について

名 称	羽後信用金庫
所 在 地	秋田県由利本荘市本荘13番地
登 録 番 号	T2410005002163
登 録 年 月 日	令和5年10月1日

2. 営業店窓口等で各種手数料をお支払いただく場合

①基本的な対応

営業店窓口等において、法人のお客さまより当金庫に対して現金や小切手・払戻請求書による振替等により各種手数料等をお支払いただいた際は、原則としてインボイス要件を満たしたうえで領収書等をお渡しいたします。

なお、個人事業主のお客さまでインボイスとしての領収書等が必要な方は、お手数をおかけいたしますが担当職員へ一言お声がけください。

②振込手数料について

営業店備付の「振込依頼書（複写式伝票2枚綴り）」にご記入のうえ、お振込を受付した際は複写となる「振込金（兼手数料）受取書／預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）」を振込手数料に関するインボイスとしてお渡しいたします。

また、総合振込を受付した際はインボイスとしての要件を満たしたうえで振込依頼書控えをお渡しいたします。

3. A T M利用手数料について

当金庫A T Mをご利用いただいた際に、お取引内容やご利用の時間帯によってはお客さまより手数料をいただいております。A T Mのご利用に伴い発生する手数料については特例によりインボイスの交付義務が免除されることから、発行されるレシートについてインボイス制度に対応した様式への変更はいたしませんのでご了承ください。

なお、手数料についてはお客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除を適用することが可能です。

4. 口座振替にてお支払いいただいている手数料について

インターネットバンキング等の各種サービスのご利用に伴い、口座振替にてお支払いいただいている手数料についてのインボイスが必要なお客さまは、必要とするインボイスの対象取引期間（●年●月～▲年▲月分まで、など）を申添えのうえ、お取引店担当者又は下記お問い合わせ先までご依頼ください。

5. その他

当金庫のインボイス制度に関する対応について、ご不明な点がございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先】

羽後信用金庫 経営管理部 TEL 0184-23-3000